8. 緑化重点地区・保全配慮地区

緑化重点地区 8.1

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号の規定に基づき定められた「緑化地域以外の 区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として設定されます。

都市・地域の拠点となっている地区、民間主体や公民連携により緑化活動や整備が実施されて いる地区、城跡・御嶽・井泉等の歴史的な地域資源周辺等について緑化重点地区の設定を検討し ます。

緑化重点地区は、まちの顔としてふさわしい居住環境の形成を図っていく必要があります。ま た、脱炭素先行地域として位置づけ、グリーンインフラとして適切に管理していくことを検討し ます。

表 8.1 緑化重点地区

関連計画での位置付け	対象地区
都市計画マスタープランにおける中心拠点	ヌーリ川公園が整備予定の安慶名周辺地区
景観計画において景観重要公共施設として道	勝連城跡周辺整備及び周辺地区
路・公園・漁港が位置づけ	



図 8.1 緑化重点地区

8.2 保全配慮地区

保全配慮地区は、都市緑地法第4条第2項第6号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として設定されます。

先に行った分析・評価及び課題において、環境保全・生物多様性、レクリエーション、防災、 景観・歴史文化の機能の総合的評価から、最も機能の高いランク A と評価した野鳥の森公園、市 民の森公園、環境保全(生物多様性)機能でランク 3 となる浜比嘉島、沿岸離島、ウミガメ産卵地、 沿岸部、景観(歴史文化)機能でランク 3 となる勝連城跡、伊波城跡、安慶名城跡について保全 配慮地区の設定を検討します。

保全配慮地区では、行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生物多様性の保全、自然との触れ合いの場などの観点から、多様な制度の適用を検討しながら、緑地の保全に取組んでいきます。また、脱炭素先行地域として位置づけ、グリーンインフラとして適切に管理していくことを検討します。

表 8.2 保全配慮地区

みどりの機能の評価	対象地区
最も機能の高いランク A	風致公園(野鳥の森公園)、都市緑地(市民の森公園)
環境保全(生物多様性)機能でランク3	重要野鳥生息地(浜比嘉島、沿岸離島)、海岸部(ウミガメ
	産卵地)、干潟・藻場・サンゴ礁(沿岸部)
景観(歴史文化)機能でランク3	勝連城跡(勝連南風原、勝連城跡周辺保全地区)、伊波城跡
	(石川伊波)、安慶名城跡(字安慶名)

※みどりの機能の評価:本計画「2.現況調査」の「2.11.2 みどりの機能の総合評価」参照

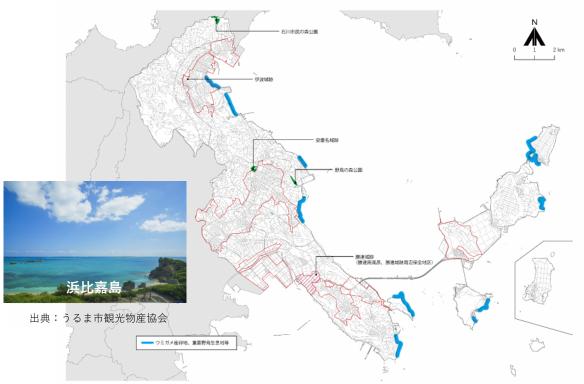


図 8.2 保全配慮地区